

お知らせ

令和5年度から固定資産税・軽自動車税(種別割)の電子納付ができるようになります

現在、町県民税(特別徴収)や法人町民税の電子納付を行っている「地方税共通納税システム(eLTAX)」に、4月から新たに固定資産税・軽自動車税(種別割)が追加され、自宅のパソコンなどから納付できるようになります。

また、新たに納付書に印刷される二次元バーコード(eL-QR)により、納付場所に記載された金融機関以外でも納付できます。

問税務課 ☎388-1112



督促手数料を廃止します

令和5年4月1日以降に納入の通知を行うすべての町税・町納付金の督促手数料を廃止します。ただし、3月31日以前に納入の通知を行った督促手数料は、廃止の対象になりません。なお、督促状は4月1日以降も引き続き送付します。

問税務課 ☎388-1112

固定資産価格が縦覧できます

固定資産税の納税者の方が、自己所有の土地や家屋の評価額を周辺の土地・家屋と比較し、価格の適正さを「土地・家屋価格等縦覧帳簿」で確認することができます。

なお、個人情報(所有者、課税標準額、税額)は縦覧の対象ではありません。

期 間 4月3日(月)～5月1日(月)(土日祝日を除く)

時 間 午前8時30分～午後5時15分

場 所 役場 1階税務課

対 象 固定資産税(土地・家屋)の納税者、納税者の同居の親族、納税者の代理人(委任状の提示が必要)

持 ち 物 本人または本人と同居の親族であることが証明できるもの(納税通知書、課税明細書、運転免許証など)、代理人は委任状

※縦覧期間以外は、土地・家屋価格等縦覧帳簿の公開は一切できません。

※償却資産は縦覧対象外ですので、閲覧申請をする必要があります。

問税務課 ☎388-1112

循環社会に奉仕する

笠松町許可業者
有限会社 内田商会

生活系ごみ 事業系ごみ 羽島郡笠松町大池町9番地の1
引越などの粗大ごみ TEL 058-388-1006
FAX 058-388-0765



住みなれた自宅での生活を支えます。
訪問看護ステーションしのぶ
訪問ケアステーションなぎさ
ケアプランセンターしのぶ

株式会社しのぶ
岐阜県羽島郡笠松町北及180番地
第2カトービル 1階 A号室
TEL 058-218-2277 FAX 058-218-2278